

鹿屋市長 中西 茂 様

（申請者） 主たる事務所の所在地 鹿屋市打馬2丁目12-33
 法人名 社会福祉法人安養寺福祉会
 理事長氏名 久野清志 印

社会福祉法人定款変更認可申請書

当法人の定款の変更の認可を受けたいので、社会福祉法第45条の36第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
定款変更の内容及び理由	<p>（目的）</p> <p>第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>（1）第二種社会福祉事業</p> <p>（イ）保育所の経営</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>（1）第二種社会福祉事業</p> <p>（イ）保育所の経営</p> <p><u>（ロ）一時預かり事業の経営</u></p>	事業の追加
	<p>（資産の区分）</p> <p>第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。</p> <p>2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。</p> <p>（1）鹿児島県鹿屋市打馬二丁目7700番地2所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根2階建 杉の子保育園 園舎一棟（362.98平方メートル）</p> <p>（2）鹿児島県鹿屋市打馬二丁目7700番2所在の杉の子保育園 敷地（661.00平方メートル）</p> <p>3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。</p>	<p>（資産の区分）</p> <p>第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。</p> <p>2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。</p> <p>（1）鹿児島県鹿屋市打馬二丁目7700番地2所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根2階建 杉の子保育園 園舎一棟（362.98平方メートル）</p> <p><u>（2）鹿児島県鹿屋市打馬二丁目7700番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 杉の子保育園 園舎一棟（119.13平方メートル）</u></p> <p>（3）鹿児島県鹿屋市打馬二丁目7700番2所在の杉の子保育園 敷地（661.00平方メートル）</p> <p><u>（4）鹿児島県鹿屋市打馬二丁目7699番2所在の杉の子保育園 敷地（294.57平方メートル）</u></p> <p><u>（5）鹿児島県鹿屋市打馬二丁目7699番4所在の杉の子保育園 敷地（20.69平方メートル）（持分2分の1）</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>附 則 この定款は、令和2年3月31日から施行する。</p>	基本財産の増

注1 社会福祉法施行規則（以下「省令」という。）第3条第1項各号に掲げる書類を添付すること。

2 定款変更の内容に応じ、省令第3条第2項又は第3項に規定する書類その他市長が必要と認める書類を添付すること。